

静岡県立大学 自然災害等による一斉休講措置のガイドライン

平成 31 年 1 月 24 日 全学教務委員会決定

(趣旨)

- 1 本ガイドラインは、自然災害等の影響により学生の安全又は通学手段に支障が生じている場合に、大学の授業を休講（定期試験、課外活動等の中止を含む。以下同じ。）とするために必要な事項を定める。

(大雨・暴風等による休講の基準)

- 2 大雨・暴風等により、以下のいずれかの基準に該当した場合は、草薙・小鹿両キャンパスを一斉休講（以下、「一斉休講」という。）とする。
 - (1) 県西部（遠州北・遠州南）、県中部（中部南・中部北）、県東部（富士山南東・富士山南西）のいずれかに以下の警報が発表されたとき。
 - ア 警報（暴風・暴風雪）
 - イ 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪）
 - (2) キャンパス所在地（東源台地区・西豊田地区のいずれか。以下同じ。）において記録的短時間大雨情報の発表又は避難指示の発令があったとき。
 - (3) キャンパス所在地に避難勧告が発令された場合において、一斉休講が必要であると本学が判断したとき。

(大雨・暴風等による休講の適用対象)

- 3 2の休講基準に該当した場合、授業の開講時間帯に応じて、以下のとおり休講とする。
 - (1) 午前7時の時点で休講基準に該当している場合は午前の授業（1～2限）を休講とする。
 - (2) 午前11時の時点で休講基準に該当している場合は午後の授業（3～5限）を休講とする。
 - (3) 午後4時の時点で休講基準に該当している場合は、夜間の授業（6～7限）を休講とする。
 - (4) 集中講義等の場合は、上記（1）から（3）を原則としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。
 - (5) 学外で臨地実習等を実施中に休講基準に該当した場合は、上記（1）から（3）を原則としつつ、学部で対応を指示することとする。
 - (6) 上記（1）から（4）の時間帯において、授業開講中に休講基準に該当した場合は、授業を中断し、当該時間帯を休講とする。

(地震による休講の基準)

- 4 地震により、キャンパス所在地の直近の観測点において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、一斉休講とする。なお、休講の適用対象は大雨・暴風等の場合に準じる。また、大地震発生後の授業の再開については、学内外における被災の規模、様態、余震の状況及び学生への連絡方法等、総合的に勘案して学長が決定する。
 - (1) 震度6弱以上の地震が発生又は大津波警報が発表されたとき。
 - (2) 震度5弱以上の地震が発生又は津波警報が発表された状況において、公共交通機関（JR

静岡駅・東静岡駅・草薙駅を発着する JR 線、ならびに同駅を発着し大学前に停留するバス) が不通となっているとき。

(3) その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が生じているとき。

(4) 気象庁による「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表を受け、本学において一斉休講が必要であると判断したとき。

(休講決定の周知)

5 本ガイドラインにより一斉休講を決定したときは、以下のうち可能な方法により、影響を受ける学生・教職員等に通知する。なお、非常勤講師に対しては、別途メール又は電話にて連絡する。

(1) 学務情報システム(ユニバーサルパスポート)の一斉メール

(2) 大学公式サイトトップページ

(3) 構内放送(学生がキャンパス内にいる時間帯〈授業中又は休憩時間中〉の場合)

(4) 学内巡回(学生がキャンパス内にいる時間帯〈授業中又は休憩時間中〉の場合)

(その他)

6 本ガイドラインで定めるもののほか、自然災害により、キャンパス所在地において、学生の安全、授業の実施又は通学手段に重大な支障が生じていると本学が判断した場合は、一斉休講とする。

附 則

1 このガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 停電等、本ガイドラインに定めのない事象による休講の判断は、学長・学生部長・全学教務委員長・事務局長・学生室長の協議に基づき、その都度決定するものとする。